

第2次神栖市行政経営計画 実施計画

# 行政経営適正化プラン

令和6年度～令和9年度

令和6年3月

神 栖 市

## 目次

1	行政経営適正化プランについて.....	2
2	計画期間.....	2
3	プランの推進.....	3
	（1）プランの推進と検証・評価.....	3
	（2）結果の公表.....	3
4	プランの体系図.....	4
5	プラン一覧.....	5

## 1 行政経営適正化プランについて

行政経営適正化プランは、「神栖市第2次行政経営計画 基本方針」で示す行政経営の方向性に基づき、計画期間中において具体的に取り組む項目を示すものです。

行政経営計画 基本方針においては、市の行政経営の基本理念を「市の持つ行政資源を最大限に有効活用しながら市民満足度の更なる向上を目指します。」と定め、この基本理念の実現に向け取り組むべき事項として、5つの取り組みの柱を掲げております。

この5つの取り組みの柱を具体的かつ着実に実現させるための取り組みとして、21の個別プランを定め、推進します。

取り組みの柱	個別プラン数
1 市民本位の最適な行政サービスの提供	4
2 自立した活力ある地域づくりの推進	3
3 持続可能な行財政基盤の整備	7
4 効果的・効率的な行政経営の推進	4
5 災害に強い行政運営のしくみづくり	3
	計 21

## 2 計画期間

行政経営適正化プランの計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

### 3 プランの推進

#### (1) プランの推進と検証・評価

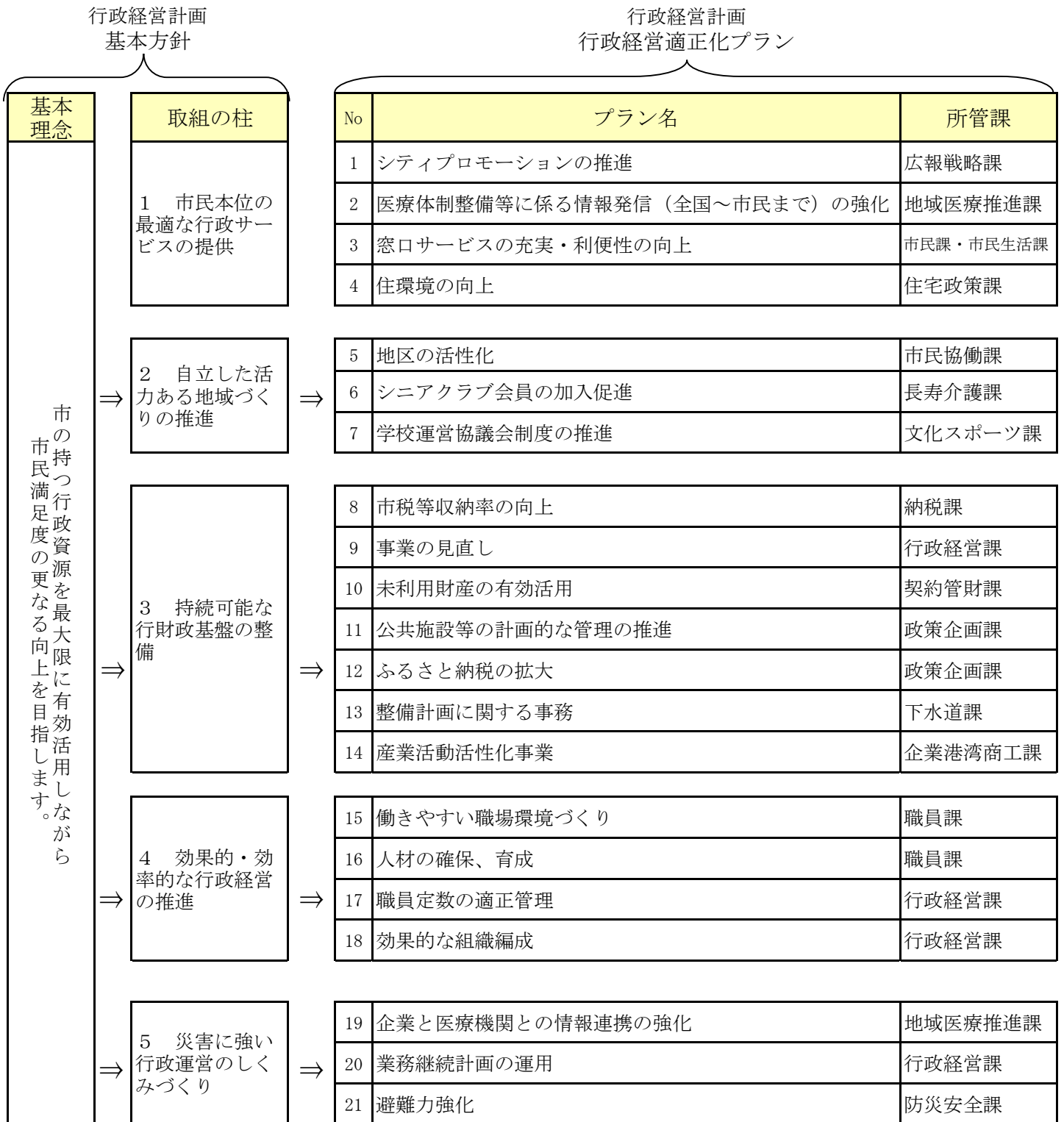
本プランは、市長を本部長とする神栖市行政経営本部会議が総括し、推進します。行政経営本部会議において、毎年度、プランの進捗状況の進行管理を行い、また、市民の代表からなる神栖市行政経営適正化推進委員会により、プランの検証・評価を行います。

なお、期間内での新たな行政課題や、上位計画、関連計画の改定に対応するため、プランの追加や実施事項の見直しを年度ごとに行い、計画の効果的な推進を図ります。

#### (2) 結果の公表

取組状況については、市ホームページ等で公表します。

## 4 プランの体系図



行政経営適正化プラン

プラン番号	1	プラン名	シティプロモーションの推進			
担当課等名	広報戦略課		関連課等	観光振興課等		
取り組みの柱	1 市民本位の最適な行政サービスの提供					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖市へのアクションをより多く起こしてもらうためのきっかけづくりとして、当市の魅力やワクワクするような取組を各種メディアを駆使して戦略的に紹介し、神栖市のファンを増やしていくとともに、市民総ぐるみで神栖市を盛り上げていけるようなプラットフォーム構築の検討を進める。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員及び市民の対外的な情報発信の機運を高める。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年度の魅力度ランキングにおいて、当市は782位となっており、近隣の潮来市(506位)、鹿嶋市(607位)より低い順位となっている。また当市は、保有する魅力的な資源を対外的に発信することが苦手であると言える。</li> </ul>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外在住者に市の魅力を伝えるため、「子育て・移住定住ポータルサイト」を公開予定。</li> <li>・X(旧Twitter)、Instagram、エフエムかしま等、様々な媒体を活用した継続的な情報発信。</li> <li>・PR大使とのコラボによる「伝説のグルメ復活プロジェクト」。</li> <li>・市内のことがまるごと分かる情報プラットフォームの構築。</li> </ul>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイト公開準備</li> <li>・各媒体による情報発信(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイトの内容更新等</li> <li>・PR大使コラボプロジェクトの取組開始</li> <li>・各媒体による情報発信(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイトの内容更新等(継続)</li> <li>・各PR大使との連携による情報発信</li> <li>・各媒体による情報発信(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイトの内容更新等(継続)</li> <li>・各PR大使との連携による情報発信</li> <li>・各媒体による情報発信(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイトの内容更新等(継続)</li> <li>・各PR大使との連携による情報発信</li> <li>・各媒体による情報発信(継続)</li> </ul>	
数値目標等	—	プレスへの情報提供件数(シティプロモーション関連): 6件	プレスへの情報提供件数(シティプロモーション関連): 6件	プレスへの情報提供件数(シティプロモーション関連): 7件	プレスへの情報提供件数(シティプロモーション関連): 7件	

行政経営適正化プラン

プラン番号	2	プラン名	医療体制整備等にかかる情報発信（全国～市民まで）の強化			
担当課等名	地域医療推進課		関連課等	防災安全課 保健予防課（緊急時サポートシステム所管課）		
取り組みの柱	1 市民本位の最適な行政サービスの提供					
プランの目的・見込まれる効果						
【目的】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の医療機関が、指導医や若手医師、看護師等の医療従事者にとって魅力的な就業施設であることや充実した教育・研修環境であることを全国に向けて情報発信し、地元出身者等を含めた就業促進を目指す。</li> <li>限られた医療資源を適正に利用するための手段の1つとして、国や県、市では、緊急時におけるサポートシステムを持っていることから、これらの取り組みを広く市民に普及し、救急車の適正利用を図る。</li> </ul>						
【見込まれる効果】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>当市の医療政策等の情報を多くの医師・医学生に知っていただくことができ、将来の就業先として考えてもらえる一助となる。</li> <li>限られた医療資源の中で救急車の適正利用が促進されることは、救急搬送時間の短縮につながり、救急医療体制の強化が期待される。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
【Uターン制度による医師の就業状況】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度の制度開始後、令和5年度末までに4人の医師が就業見込。</li> <li>鹿島地方組合消防本部からは、結果として救急搬送を必要としない症状での救急車要請が増えており、システムの利用が肝要との意見がある。</li> </ul>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>若手医師きらっせプロジェクトのホームページやパンフレット（きらっせプロジェクト、修学資金制度）による案内や全国の医学生等を対象とした就職説明会等への出展などを活用した情報発信の継続。</li> <li>かみす健康ダイヤル24などの緊急時サポートシステムについて、広報かみす（かみすの医療）や市ホームページ、X（旧ツイッター）などによる周知の継続。</li> </ul>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの情報更新</li> <li>医師・医学生向けパンフレットの刷新</li> <li>「かみすの医療」等により、緊急時サポートシステム等について情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの情報更新</li> <li>医師・医学生向けパンフレットの刷新</li> <li>「かみすの医療」等により、緊急時サポートシステム等について情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの情報更新</li> <li>医師・医学生向けパンフレットの刷新</li> <li>「かみすの医療」等により、緊急時サポートシステム等について情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの情報更新</li> <li>医師・医学生向けパンフレットの刷新</li> <li>「かみすの医療」等により、緊急時サポートシステム等について情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの情報更新</li> <li>医師・医学生向けパンフレットの刷新</li> <li>「かみすの医療」等により、緊急時サポートシステム等について情報発信</li> </ul>	
数値目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの延べ閲覧者数（人/年度）</li> <li>若手医師きらっせプロジェクトに対する問い合わせ件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの延べ閲覧者数（人/年度）</li> <li>若手医師きらっせプロジェクトに対する問い合わせ件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの延べ閲覧者数（人/年度）</li> <li>若手医師きらっせプロジェクトに対する問い合わせ件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの延べ閲覧者数（人/年度）</li> <li>若手医師きらっせプロジェクトに対する問い合わせ件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの延べ閲覧者数（人/年度）</li> <li>若手医師きらっせプロジェクトに対する問い合わせ件数</li> </ul>	

行政経営適正化プラン

プラン番号	3	プラン名	窓口サービスの充実・利便性の向上			
担当課等名	市民課・市民生活課		関連課等	行政経営課		
取り組みの柱	1 市民本位の最適な行政サービスの提供					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請ナビシステムおよびキャッシュレス決済サービス導入により庁内のDXを推進する。</li> <li>窓口における証明書請求書等の記入の負担を軽減し、市民の利便性向上とともに、正確・迅速な事務の効率化を図る。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード等の利用も含めた、DX「書かない窓口」の推進。</li> <li>市民の証明書請求書等の記入の負担軽減と手数料支払いにおける利便性向上。</li> <li>正確・迅速な証明書の発行。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<p>【分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合窓口の利用実績として申請ナビシステムの利用は微増である。</li> <li>マイナンバーカードの普及に伴い、免許証等がなくても、申請ナビシステムを利用できる方が増加したことにより、すでに総合窓口において導入している申請ナビシステムを証明発行窓口においても導入する価値があるのではないかと。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請ナビシステムの周知およびデジタル弱者への利用サポート。</li> <li>キャッシュレス決済サービスが普及するなかで、市民窓口での手数料支払い方法は現金のみとなっている。</li> </ul>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>総合窓口にて導入済みの申請ナビシステムを証明発行窓口にも導入し、市民課・市民生活課としてDX「書かない窓口」を推進することにより、市民の証明書請求書等記入の負担を軽減する。</li> <li>課内職員研修等を実施し、証明書交付の正確・迅速な対応を図り、最適なサービス提供を目指す。</li> <li>市民課フロアへの申請ナビシステム等の案内や利用サポートを行う会計年度任用職員を配置し、市民への周知を図り、利便性向上に努める。</li> <li>市民課のキャッシュレス決済サービス導入状況を踏まえ、市民生活課も同サービスについて検討、導入を進める。</li> </ul>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民課・市民生活課総合窓口G:申請ナビシステム(住所異動届)を導入</li> <li>市民課:キャッシュレス決済導入(令和6年3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民課管理G・市民生活課総合窓口G:申請ナビシステム(証明発行請求書)を導入</li> <li>市民課・市民生活課総合窓口G:申請ナビシステム(印鑑登録申請)を導入</li> <li>市民生活課:キャッシュレス決済導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民課・市民生活課:申請ナビシステム導入</li> <li>市民生活課:キャッシュレス決済導入</li> </ul>	同左	同左	
数値目標等	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請ナビシステム利用件数:2,000件</li> <li>キャッシュレス決済市民課:14,000件</li> </ul>	前年度実績の5%増	前年度実績の5%増	前年度実績の5%増	



行政経営適正化プラン

プラン番号	4	プラン名	住環境の向上			
担当課等名	住宅政策課			関連課等	-	
取り組みの柱	1 市民本位の最適な行政サービスの提供					
プランの目的・見込まれる効果						
【目的】 ・住宅の取得や既存住宅の利活用等を通じて、人口の維持増加を図り地域の活性化を促す。						
【見込まれる効果】 ・持ち家比率が向上することにより定住人口の増加が見込める。 ・居住の安定が図れる。 ・空き家の減少。						
現状の分析・課題						
・建て売り住宅を含めた新築住宅の需要は、近隣自治体と比較しても非常に高いことが、茨城県が発表している住宅着工データより確認出来る。 ・中古住宅の取得は、かみす子育て住まいる給付金等のデータから非常に低いことが確認出来る。						
【課題】 ・新築志向が高いことから、中古住宅の流通促進につながっていない。 ・空き家現地調査から、利活用可能な物件は相当数あるが利活用が進んでない。						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
・新築住宅等の需要は、近年においても高い傾向が継続していることから、現在実施している「かみす子育て住まいる給付金」による支援を継続する。 ・中古住宅の流通促進に関しては、現在実施している空家等対策事業における「空き家バンク」の充実を図り、補助制度と併せて周知拡大に務める。 ・中期的な方向性として、住宅に関する支援の見直しを検討する。						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	住宅取得支援 空き家バンク登録	住宅取得支援 空き家バンク登録	住宅取得支援 空き家バンク登録	住宅取得支援 空き家バンク登録	住宅取得支援 空き家バンク登録	
数値目標等	277件 8件	277件 20件	277件 35件	280件 53件	280件 73件	

行政経営適正化プラン

プラン番号	5	プラン名	地区の活性化			
担当課等名	市民協働課			関連課等	-	
取り組みの柱	2 自立した活力ある地域づくりの推進					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区加入促進リーフレットや地区活動事例集等を配布し、加入案内支援や脱退防止に繋げる。</li> <li>地区活動に興味を持ってもらうことにより、地区への加入促進及び地区の活性化を図る。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区活動事例集に区役員業務のマニュアル等を掲載することにより、役員の労務的負担の軽減を図る。</li> <li>各地区で実施しているイベント等を参考にできる。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<p>・地域ポイントカード事業と連携し地区加入世帯特別カード所有者に毎年特典ポイントを付与するほか、地区活動の一部へポイントを付与するなど、地区加入メリットの創出に努めているが、区役員業務の労務的負担や区費等の経済的負担等により、地区加入率は年々低下している。</p>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<p>・地区加入促進ブースを設置し、転入者等に対して地区活動に興味を持ってもらうため、加入促進用チラシや啓発品を配布する。</p> <p>・各地区や他市町村の取り組みを掲載した事例集を作成・配布し、各自治会の取り組みや重要性等について紹介する。また、各地区の区長業務の労務的な負担の軽減のため、区長業務のマニュアル化なども事例集に掲載し配布することで、地区脱退防止に取り組む。</p>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	地域活動事例集 取りまとめ	地域活動事例集 の配布 地区加入促進 ブース設置	地域活動事例集 の配布 地区加入促進 ブース設置	地域活動事例集 の配布 地区加入促進 ブース設置	地域活動事例集 の配布 地区加入促進 ブース設置	
数値目標等	-	加入促進チラシ 配布数  250枚	加入促進チラシ 配布数  250枚	加入促進チラシ 配布数  250枚	加入促進チラシ 配布数  250枚	

行政経営適正化プラン

プラン番号	6	プラン名	シニアクラブ会員の加入促進			
担当課等名	長寿介護課			関連課等	-	
取り組みの柱	2 自立した活力ある地域づくりの推進					
プランの目的・見込まれる効果						
<p><b>【目的】</b>                  ・高齢者の居場所の一つであるシニアクラブの会員数の増加を図ることにより、活動を活性化させ、住み慣れた地域でいきいきと過ごしていけるようにする。</p> <p><b>【効果】</b>                  ・高齢者が元気になることにより、医療費や介護保険サービス費の抑制が見込まれる。</p>						
現状の分析・課題						
・高齢者人口の増加とともに、地域を基盤とした、仲間づくり、生きがいつくり、健康づくりを担うシニアクラブの役割は重要なものであるが、クラブ数、会員数は減少傾向にある。						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
・会員相互の親睦等を図るための野外研修や健康等に関する出前講座などシニアクラブの活動に魅力が持てるようシニアクラブ連合会と連携し様々な活動をホームページ等でPRする。 ・新規クラブの設立支援。 本来は地域を基盤とする活動であるが、地域に限定せず、趣味や生きがい活動の場としてのシニアクラブ活動を支援するとともに、設立助成金等をPRする。						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	・保健・福祉会館別館入り口に、シニアクラブの活動を紹介する写真を掲示 ・シニアクラブ連合会会報の設置を、市内施設に依頼 ・活動助成金の交付	・広報誌やホームページを利用したPRの実施 ・活動助成金の交付	・広報誌やホームページを利用したPRの実施 ・活動助成金の交付	・広報誌やホームページを利用したPRの実施 ・活動助成金の交付	・広報誌やホームページを利用したPRの実施 ・活動助成金の交付	
数値目標等	・写真の掲示、会報設置依頼は達成済み ・助成金は4～9月分については交付済み。10～3月分も交付予定	会員数1,678人	会員数1,728人	会員数1,778人	会員数1,828人	シニアクラブ連合会で58ある単体クラブで1年に会員1人を増やすことを目標と掲げており、年間58人の会員増を目標としていることから、年50人の会員増を目標に設定。

行政経営適正化プラン

プラン番号	7	プラン名	学校運営協議会制度の推進			
担当課等名	文化スポーツ課		関連課等	教育総務課、教育指導課、学務課、職員課		
取り組みの柱	2 自立した活力ある地域づくりの推進					
プランの目的・見込まれる効果						
【目的】 ・どのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子供たちを育て、学校運営協議会制度を市内小中学校に導入する。						
【見込まれる効果】 ・学校運営協議会制度により、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。これまで、学校が地域の声を聞く仕組みや学校を支援してもらう仕組みはあったが、これらを1つにまとめることで、より目標やビジョンを達成するための取組を行うことができるようになる。地域の力を生かした教育活動により、子どもの学びが充実するとともに、学校を核として子育て世代や地域の一層のつながりにより、安心安全な地域づくりにつながる。						
現状の分析・課題						
・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が、平成29年3月に一部改正され、学校運営協議会制度を導入した学校、いわゆるコミュニティ・スクールを教育委員会が設置するよう努める、設置努力義務が示されている。現在、市内小中学校には学校評議員制度が導入されているが、地域や保護者の意見を吸い上げ、より具体的に学校教育や地域の活動に活かし、協働して子どもたちを育成する学校運営協議会制度の導入が求められている。						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
・令和6年度から市内小学校1校、中学校1校をモデル校とし、学校運営協議会制度の導入を図る。令和7年度以降、市内全小中学校に拡充するように努める。						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	例規等の整備、予算の確保、モデル校との打合せ	モデル校2校導入、学校運営協議会の実施管理、モデル校の取組検証	市内小中学校へ拡充、導入後の取組検証	市内小中学校へ拡充	市内小中学校へ拡充	
数値目標等	22校中0校	市内小学校1校、中学校1校でモデル校を開始 22校中2校	22校中15校	22校中22校	22校中22校	

行政経営適正化プラン

プラン番号	8	プラン名	市税等収納率の向上			
担当課等名	納税課		関連課等	課税課、国保年金課		
取り組みの柱	3 持続可能な行財政基盤の整備					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税負担の公平性や自主財源の確保のため、「市税等納付率向上マスタープラン」に基づく様々な滞納対策を講じることで、着実な収納率向上を目指す。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の収納率向上により、自主財源の確保を図る。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な納付機会の提供、納期内納付の推進、適正な滞納処分の実施などにより、個人市民税収納率は令和4年度末時点で96.87%(前年比-0.13)となっている。年々成果は現れているが、県平均収納率(97.2%)には及ばない。今後は、新規滞納者の減少に繋げるため現年課税分の徴収対策強化や大口滞納案件への取組が課題である。</li> </ul>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<p>次の3つの重点事項を定め徴収業務に取り組み、個人市民税県平均収納率を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年課税分の徴収対策の強化</li> <li>・大口滞納整理案件の滞納整理強化</li> <li>・財産調査と滞納処分の徹底</li> </ul>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年課税分の徴収対策の強化</li> <li>・大口滞納整理案件の滞納整理強化</li> <li>・財産調査と滞納処分の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年課税分の徴収対策の強化</li> <li>・大口滞納整理案件の滞納整理強化</li> <li>・財産調査と滞納処分の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年課税分の徴収対策の強化</li> <li>・大口滞納整理案件の滞納整理強化</li> <li>・財産調査と滞納処分の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年課税分の徴収対策の強化</li> <li>・大口滞納整理案件の滞納整理強化</li> <li>・財産調査と滞納処分の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年課税分の徴収対策の強化</li> <li>・大口滞納整理案件の滞納整理強化</li> <li>・財産調査と滞納処分の徹底</li> </ul>	
数値目標等	個人市民税収納率 96.87%	個人市民税収納率 96.87%	個人市民税収納率 96.97%	個人市民税収納率 97.07%	個人市民税収納率 97.17%	

行政経営適正化プラン

プラン番号	9	プラン名	事業の見直し			
担当課等名	行政経営課			関連課等	財政課 政策企画課	
取り組みの柱	3 持続可能な行財政基盤の整備					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来にわたり必要な行政サービスを持続的に提供できる行政経営を目指し、事務事業の効果や優先度を踏まえた行政資源(人員、予算等)の選択と集中を進めるため、事務事業の見直しに取り組む。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業見直しの対象として抽出した事業について、廃止・縮小・統合・代替案への転換等によって、財源や時間を生み出せる。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<p>・市の行財政状況は、歳入の大幅減が見込まれる一方、歳出面においては、超高齢社会に対応するための社会保障費の増加や異次元の少子化対策に伴う費用の増大、老朽化した公共施設の改修時期が重なるなど、一層厳しい状況が想定される。こうした中でも、限られた行政資源を最大限活用し、将来にわたり質の高い行政サービスを提供し続けるためには、市の事務事業について必要性・効果等を検討しながら整理・合理化を図り、真に必要な事業へ行政資源を集中する行財政運営に取り組む必要がある。</p>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<p>・事業見直し検討委員会において、見直しの視点から対象となる事業を洗い出し、事業所管課とのヒアリング等を実施の上、事業の必要性や効果等について検証し、廃止・縮小等を検討する。</p>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	・事業見直し検討委員会の設置	・見直し対象事業の抽出	・前年度選定事業の見直し実施 ・抽出方法の再検証	・前年度選定事業の見直し実施 ・抽出方法の再検証	・前年度選定事業の見直し実施 ・抽出方法の再検証	
数値目標等	・設置要項の制定	・全課等の事業を対象に抽出	・前年度に再検討とした事業の検証 ・再検証した抽出方法での見直し事業の抽出	・前年度に再検討とした事業の検証 ・再検証した抽出方法での見直し事業の抽出	・前年度に再検討とした事業の検証 ・再検証した抽出方法での見直し事業の抽出	

行政経営適正化プラン

プラン番号	10	プラン名	未利用財産の有効活用			
担当課等名	契約管財課		関連課等	-		
取り組みの柱	3 持続可能な行財政基盤の整備					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除草などの市有地管理経費の縮減と売却による財源確保のため、未利用普通財産の売却を推進する。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除草などの土地管理費の削減と、適正管理による衛生環境の向上。</li> <li>・売却による財源確保と、土地利用に伴う市税(固定資産税等)の増加。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<p>・区画整理による柳川中央地区の販売が堅調に進んでいるが、残り区画が少なくなっているなど、売却による収入が減少することが予想される。そのため、財産管理システム等であらためて市有地情報を確認したうえで売却可能性を洗い出し、売却候補地を選定していくことが求められている。</p>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<p>次の取り組みにより、入札件数を増やし、市有地の売却件数の増加を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の推進 選定した土地を、計画的に入札に付し、売却件数の増加を図る。</li> <li>・入札不調となった市有地の売却再検討 入札不調となった市有地について、民間不動産業者の媒介制度(要項作成済)を活用するなど、再度の売却推進を図る。</li> </ul>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売却候補市有地の選定</li> <li>・市有地一般競争入札</li> <li>・市有地随意契約(柳川中央地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売却候補市有地の選定</li> <li>・市有地一般競争入札</li> <li>・市有地随意契約(柳川中央地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売却候補市有地の選定</li> <li>・市有地一般競争入札</li> <li>・市有地随意契約(柳川中央地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売却候補市有地の選定</li> <li>・市有地一般競争入札</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売却候補市有地の選定</li> <li>・市有地一般競争入札</li> </ul>	
数値目標等	一般競争入札による売却:10件 随意契約による売却:6件	一般競争入札による売却:7件 随意契約による売却:5件	一般競争入札による売却:7件 随意契約による売却:5件	一般競争入札による売却:5件	一般競争入札による売却:5件	

行政経営適正化プラン

プラン番号	11	プラン名	公共施設等の計画的な管理の推進			
担当課等名	政策企画課		関連課等	市施設を所管するすべての部署		
取り組みの柱	3 持続可能な行財政基盤の整備					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等(市有財産の建築物系施設とインフラ系施設をいう。)を取り巻く現状について客観的に分析することにより、長期的な視点で公共施設等の管理を総合的に推進し、効果的かつ効率的に質の高い公共サービスを提供する。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等全体の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化と、施設利用者の安全確保、公共施設等の最適な配置等の実現。</li> <li>災害時等の非常時の利用に向けた整備を行うことにより、地域の安全・安心なまちづくりに繋がる。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<ul style="list-style-type: none"> <li>「神栖市人口ビジョン」では、本市の将来人口推計は令和7年をピークに減少すると見込んでおり、これに伴う税収減や高齢化の進展による社会保障費の増加が想定される中、公共施設等の更新費用等が将来大きな財政負担となることが想定される。</li> <li>現在の財政状況の中では、施設の老朽化等により安全な施設を十分に提供できなくなりつつあり、少子高齢化に応じた施設の量や質が求められている。</li> </ul>						
実現策・解決策(具体的な実施事項)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針や個別施設計画に基づき、施設の適正管理に努める。</li> <li>国庫補助金など財源の検討及び確保に努める。</li> </ul>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	施設の適正管理を推進するため、施設所管課との調整を行う	施設の適正管理を推進するため、施設所管課との調整を行う	施設の適正管理を推進するため、施設所管課との調整を行う	施設の適正管理を推進するため、施設所管課との調整を行う	施設の適正管理を推進するため、施設所管課との調整を行う	
数値目標等	個別施設計画に基づいた施設の適正管理	個別施設計画に基づいた施設の適正管理	個別施設計画に基づいた施設の適正管理	個別施設計画に基づいた施設の適正管理	個別施設計画に基づいた施設の適正管理	



行政経営適正化プラン

プラン番号	12	プラン名	ふるさと納税の拡大			
担当課等名	政策企画課		関連課等	-		
取り組みの柱	3 持続可能な行財政基盤の整備					
プランの目的・見込まれる効果						
【目的】 ・ふるさと納税による寄附金をまちづくり・地域振興・産業振興等、将来を見据えた持続可能な市政運営に活用する。						
【見込まれる効果】 ・地域経済の活性化及び産業振興。						
現状の分析・課題						
・ふるさと納税制度については、令和5年10月から制度が変更され、寄附募集に関わる費用の厳格化や返礼品についても基準が見直されたが、地域資源としての返礼品を広く提供することにより、地域経済の活性化や産業振興を図っていくことが求められている。						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
・地域資源の更なる発掘等により返礼品の拡充に努めるとともに、情報発信を強化し、ふるさと納税の規模拡大を図る。						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	返礼品の拡充	返礼品の拡充	返礼品の拡充	返礼品の拡充	返礼品の拡充	
数値目標等	寄附金受入額 3億円	寄附金受入額 3.5億円	寄附金受入額 4億円	寄附金受入額 4.5億円	寄附金受入額 5億円	

行政経営適正化プラン

プラン番号	13	プラン名	整備計画に関する事務			
担当課等名	下水道課		関連課等	-		
取り組みの柱	3 持続可能な行財政基盤の整備					
プランの目的・見込まれる効果						
【目的】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理人口普及率の向上。</li> <li>・更新時期を迎える管渠や汚水中継ポンプ場等の下水道施設の更新・改築を計画的・効率的に進める。</li> <li>・今後さらに加速する職員減少(ヒト)、施設の老朽化(モノ)、人口減少に伴う使用料収入の減少(カネ)等の経営課題へ対応する。</li> </ul>						
【見込まれる効果】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生環境の向上を図り、市民生活の快適性や利便性を確保する。</li> <li>・下水道事業の持続可能性を確保する。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<p>・神栖市公共下水道は全体計画区域3,629.5ヘクタール、汚水事業計画区域1,892.9ヘクタール、令和4年度末整備済面積1,573.1ヘクタール、整備率83.1パーセントとなっており、整備率100パーセントを目指し整備を進捗してきたが、整備には莫大な費用が必要となる一方、人口減少の局面に面し、なおかつ、国から示された汚水処理における10年概成期限である令和8年度を控え、令和9年度以降は新設整備費が国庫補助金の重点配分から外れ、交付金の減少または未交付が懸念される。また、公共下水道整備開始から約46年が経過し、管渠やポンプ場等の下水道施設に更新時期を迎えるものが生じ、財源等の制約がある中で老朽化対策を図ることが急務となっている。</p>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道全体計画区域の見直しを行い、区域内すべてを公共下水道による集合処理として整備するのではなく、地域の特性や経済比較により、合併処理浄化槽による個別処理区域とするなど、最適な整備手法を選定したうえで、汚水処理施設の整備を進め、汚水処理人口の増加を図る。</li> <li>・維持管理について、汚水中継ポンプ場だけでなく、管渠にもストックマネジメント計画を策定し、施設全体で優先順位をつけながら中長期的な視点で計画的・効率的に管理を行う。また、ヒト・モノ・カネ等の経営課題へ対応し、下水道事業の持続可能性を確保するため、ウォーターPPP導入を推進、民間のノウハウを活用し、官民連携により効率的に質の高いサービスの提供を目指す。</li> </ul>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマネ計画(施設)制定済(管渠)制定の為カメラ調査実施</li> <li>・ウォーターPPP導入をR9年度以降社会資本整備総合交付金交付要件に決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマネ計画(施設)による修繕・改築実施(管渠)制定</li> <li>・ウォーターPPP基礎調査・導入可能性調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマネ計画(施設・管渠)による修繕・改築実施</li> <li>・ウォーターPPP基礎調査・導入可能性調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマネ計画(施設・管渠)による修繕・改築実施</li> <li>・ウォーターPPP設計・公告(導入決定・事業者選定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマネ計画(施設・管渠)による修繕・改築実施</li> <li>・ウォーターPPP契約内容調整(契約)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマネ計画制定済の場合のみ社会資本整備総合交付金交付要件</li> <li>・ウォーターPPP R9年度以降導入決定済の場合のみ社会資本整備総合交付金交付要件</li> </ul>
数値目標	汚水処理人口普及率(R4末) 73.5%	—	—	—	汚水処理人口普及率(R8末) 81.1%	

行政経営適正化プラン

プラン番号	14	プラン名	産業活動活性化事業			
担当課等名	企業港湾商工課			関連課等	課税課	
取り組みの柱	3 持続可能な行財政基盤の整備					
プランの目的・見込まれる効果						
【目的】 産業拠点としての鹿島臨海工業地帯の企業立地及び設備投資を促進し、安定した税収・雇用を確保する。						
【見込まれる効果】 ・市内の雇用先を確保することによる労働人口減少の抑制。 ・企業の立地及び設備投資を促進し、企業からの安定した法人税・固定資産税及び雇用している労働者からの市民税など、継続した財源を確保。						
現状の分析・課題						
令和2年度までは国の復興特区制度により、企業の新增設及び設備投資に対する固定資産税の課税免除を5年間実施し、その免除分は国から交付金が交付されていた。令和3年度以降は、市独自で行っている「産業活動活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税課税免除制度」のみとなることから、市の財政負担が増加しているが、当制度の廃止は他コンビナートとの競争力を著しく低下させ、企業撤退などの可能性もあり財政面で大きな影響を受けることが想定される。また、現在、立地企業では2050年のカーボンニュートラルに向けた事業転換等が必要となっており、新たな取り組みや設備投資などが検討されている。						
※カーボンニュートラル 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
カーボンニュートラルに向け、企業での新事業や事業転換のためには新たな設備投資が必要となることから、今後も市独自で行っている「産業活動活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税課税免除制度」を継続し、企業活動の支援を行うことで立地企業数の維持及び新規設備投資の促進を見込む。 ・固定資産税課税（新設・増設分・新規取得の償却資産）の3年度分の課税免除（100%） ・茨城県ポートセールスチームとの連携による企業誘致活動。 ・茨城県及び港湾団体との連携による港湾整備に対する要望活動。						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	制度継続の条例改正	免除率・対象年数等の検討	免除率・対象年数等の検討	制度継続の条例改正	免除率・対象年数等の検討	
数値目標等	企業の課税免除制度を利用した固定資産税の課税標準額 2,083.1億円	2,083.1億円	2,083.1億円	2,083.1億円	2,083.1億円	

行政経営適正化プラン

プラン番号	15	プラン名	働きやすい職場環境づくり			
担当課等名	職員課		関連課等	全課等		
取り組みの柱	4 効果的・効率的な行政経営の推進					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <p>・職員一人ひとりに合うワークライフバランスの推進と、各種休暇の取得や休業制度を活用しやすい職場環境を整備する等、安心して仕事と生活を両立し、職員一人ひとりが活躍できる職場づくりを図る。</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>・育児休暇取得率の向上、働きやすい職場環境</p>						
現状の分析・課題						
<p>・職員の育児休業の取得状況について、令和3年度は男性14.8%、女性100%、令和4年度男性25%、女性100%であった。男性職員の育児休業の取得促進に向けた取組の一層の推進について総務省から令和7年度までに1週間以上の取得率85%に引き上げることとされたことから、取得率の数値目標を設定し、男性の取得率をあげる。課題としては、取得率が低い男性職員と共に働く上司・同僚が必要性を理解できるよう、育児休業の取得促進のため環境整備に取り組むことが重要となる。また、長期間育児休業を取得した職員や所属に対し、安心して復帰できるよう、円滑な職場復帰支援、復帰の際の体制が重要となる。</p>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<p>・妊娠・出産及び育児等に関する各種制度について、市職員全体の理解を深めるためのハンドブックを作成し、令和5年12月には職員へ周知する予定で進めている。令和4年度に育児休業を取得した男性職員の経験、意見を上記ハンドブック等に掲載するため、アンケート調査を実施した。また、令和5年度に育児休業を取得しなかった男性職員に対しても、アンケート調査を実施し、育児休業の取得に関する実態や意識等を把握し、改善し、働きやすい職場環境の構築を図る。</p> <p>令和6年度以降については、育児休業者等に対して、職員が必要とする共通情報をメール等により希望者に配信することで、休業中における職場とのつながりを保ち、安心して休業できる体制の整備、さらに、介護に関するハンドブックを作成し、育児から介護までの職員のライフステージに合わせた制度を活用して働き続けることができる職場を目指す。</p>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	検証(男性職員のセミナー、イクボス講座、アンケート実施等し、男性職員育児休暇取得率をあげる。)	実施及び検証	検証内容反映	検証内容反映	検証内容反映	
数値目標等	25%	50%	85%	85%	85%	

行政経営適正化プラン

プラン番号	16	プラン名	人材の確保、育成			
担当課等名	職員課		関連課等	全課等		
取り組みの柱	4 効果的・効率的な行政経営の推進					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <p>・複雑・高度化する行政の課題に対応するため、専門職の確保が課題である。課題解決に向け、専門複線型人事制度を導入し、今いる職員が専門的な知識や技能を習得する機会を付与することにより、スペシャリストとして育成し、課題解決を図る。</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>・職員の意欲向上、専門性の高い職種の人材確保。</p>						
現状の分析・課題						
<p>・人材の確保については、現在も専門職・社会人経験者の募集・採用を行っているが、特に専門的な知識を有した職員の採用について困難な状況が続いている。あわせて、専門的な知識や経験を積むための育成が必要である。</p>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<p>・個々の職員が希望するキャリアデザインについてバックアップする体制を整える。自らの知識や経験を活かし、活躍が期待できる分野について、希望調査（自己申告制度等）を行い、活躍が期待できると認められた職員に対し、専門的知識や技能を習得するための研修機会を付与し、スペシャリスト職員として育成、また人事異動に反映する。専門職や民間企業等の実務経験のある方の採用について継続し、優秀な人材確保に努める。</p>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	専門職の配置を希望している部署において聞き取り調査を実施し、今後育成すべき分野・資格の絞り込みを行う。	職員に対し、市として求める分野の資格取得に関する希望調査を行う。選考、所属長のヒアリングを実施し、次年度の予算化。	人材育成基本方針への反映 ・研修実施  ※令和6年度と同様のサイクル	※令和7年度同様	※令和8年度同様	
数値目標等	-	-	1人	0人	1人	スペシャリストとして育成すべき職種、それを望む職員の掘り起こしは難しいため、毎年度採用されることは望めない。

行政経営適正化プラン

プラン番号	17	プラン名	職員定数の適正管理			
担当課等名	行政経営課		関連課等	職員課		
取り組みの柱	4 効果的・効率的な行政運営の推進					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い行政サービスの持続的な提供のために必要な人材の確保を進めるとともに、将来的な労働人口減少も見据えながら、適正な職員数の管理を計画的に進める。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数を計画的に管理し、必要な行政サービスを将来にわたり提供できる、持続性のある組織体制づくりが見込まれる。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数については、事務事業の状況を把握しながら、真にサービス提供に必要な職員数の適正管理を進めるため、令和5年度から7年度までを期間とする職員定数管理計画を定めており、フルタイム勤務職員数については令和7年度までの間737名以内とする方針としている。今後も、社会経済情勢の変化と地方公務員の雇用制度の変化、市職員の年齢構成をふまえながら、適正な職員数の管理を計画的に進める必要がある。</li> </ul>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数管理計画(令和5～7年度)に基づいた定員の適正管理を行うとともに、令和7年度以降の定数管理計画を策定する。</li> </ul>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	計画実施	計画実施	次期計画の策定	計画実施	計画実施	
数値目標等	フルタイム職員数 731名	フルタイム職員数 737名以内	フルタイム職員数 737名以内	次期定数管理計画の数値目標に 準ずる。	次期定数管理計画の数値目標に 準ずる。	

行政経営適正化プラン

プラン番号	18	プラン名	効果的な組織編成			
担当課等名	行政経営課			関連課等	全課等	
取り組みの柱	4 効果的・効率的な行政経営の推進					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変化する行政課題、行政ニーズに対応すべく不断の組織の見直しを行い、市民にとって分かりやすく、効果的な業務執行ができる組織編成を目指す。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政課題や行政ニーズに迅速・適切に対応できる組織体制を整え、質の高い行政サービスを提供する。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<p>・行政組織については、市民サービスの向上と必要な行政課題への対応を図りながら、効果的・効率的な組織体制を目指し、例年見直しを行っている。新型コロナウイルス感染症拡大以降、行政に求められる役割が拡大を続ける傾向のなか、市行政のもてる力を最大限発揮し、職員にとっても働きやすい環境作りを進めるために、不断の見直しが必要である。</p>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<p>・事務事業の状況の定期的な調査を実施しながら、最適な組織編成と業務の効率的な執行に継続して取り組む。</p>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	—	庁内調査、調整 組織改編実施	庁内調査、調整 組織改編実施	庁内調査、調整 組織改編実施	庁内調査、調整 組織改編実施	
数値目標等	—	—	—	—	—	

行政経営適正化プラン

プラン番号	19	プラン名	企業と医療機関との情報連携の強化			
担当課等名	地域医療推進課		関連課等	企業港湾商工課		
取り組みの柱	5 災害に強い行政運営のしくみづくり					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業・医療機関・行政の相互連携のための連絡調整機能を強化することにより、直面する課題解決方策の検討や連携した取り組みの円滑な実施を図ることを目的とする。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時や定期修理時等における対策への情報共有が図られ、相互が課題解決に向けて事前に取り組むことが可能となる。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<ul style="list-style-type: none"> <li>会議において、企業から労働災害に係る救急受入体制の強化の要請あり。</li> <li>また、コンビナートに勤務する社員の確保のためには、心療内科や皮膚科、産婦人科、リハビリ機能等の医療提供体制の充実が必要との意見あり。</li> </ul>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議の下部組織となる幹事会議を年に複数回開催し情報共有の強化を図る。</li> <li>令和5年度から連絡調整会議のメンバーに消防本部を加え、労働災害に係る救急搬送受入体制の強化等の取り組みを推進する。</li> <li>今年度からスタートした症例検討会については、市が事務局となり3回開催し、その後は市内の研修医療機関等が持ち回りにより主催する形で継続的に開催していく。</li> <li>企業からの医療提供体制の強化等にかかる要望については、経営基盤強化補助制度による支援としているが、今後は特定の診療科に対する支援体制の強化などの取り組みについて検討が必要。</li> <li>企業の大規模労働災害発生等における救急要請手順について企業・医療機関相互における体制の確認が必要。</li> </ul>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議の開催</li> <li>幹事会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議の開催</li> <li>幹事会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議の開催</li> <li>幹事会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議の開催</li> <li>幹事会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議の開催</li> <li>幹事会議の開催</li> </ul>	
数値目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議、幹事会議の開催回数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議、幹事会議の開催回数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議、幹事会議の開催回数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議、幹事会議の開催回数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整会議、幹事会議の開催回数</li> </ul>	



行政経営適正化プラン

プラン番号	20	プラン名	業務継続計画の運用			
担当課等名	行政経営課		関連課等	防災安全課		
取り組みの柱	5 災害に強い行政運営のしくみづくり					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等非常時における行政機能の維持のため、計画に基づいた業務継続体制の確保に努める。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時における行政業務の継続体制を整備し、有事における市民生活の維持に資する。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時における行政機能維持のための計画である業務継続計画(BCP)については、地震編、感染症対策編及び情報システム用(ICT-BCP)を定めている。実効性を維持するため、定期的な改訂、見直しを実施する必要がある。</li> </ul>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画(地震編)について改訂に取り組むとともに、感染症対策編及び情報システム用(ICT-BCP)については、各計画の実効性を維持するため定期的な見直しを進め、非常時における行政機能の維持に努める。</li> </ul>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	定期見直し	庁内訓練の定期的な実施	地震編 感染症対策編 ICT-BCP 定期見直し	定期見直し	定期見直し	
数値目標等	-	-	-	-	-	

行政経営適正化プラン

プラン番号	21	プラン名	避難力強化			
担当課等名	防災安全課			関連課等	市民協働課 社会福祉課	
取り組みの柱	5 災害に強い行政運営のしくみづくり					
プランの目的・見込まれる効果						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対する迅速、的確な避難行動の普及啓発や避難所運営の対応力強化を図る。</li> </ul> <p>【見込まれる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域のコミュニティ協議会が避難所運営に携わることで、住民の防災意識向上に繋がる。</li> </ul>						
現状の分析・課題						
<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、台風の接近などにより避難所を開設した時には、市職員だけで対応しているが、災害が発生した時に市職員が避難所対応をすべて行うと災害復旧にかかる人員が不足し遅れが生じる恐れがある。</li> </ul>						
実現策・解決策（具体的な実施事項）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>各中学校区ごとにコミュニティ協議会が発足してきているので、各協議会に防災士を加入させて、平時の時には災害への備えについて普及啓発を行い、災害時には避難所運営を担える体制の構築を図る。</li> </ul>						

年度別取組						
	令和5年度 時点	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
取組内容	内容の検討	防災士が加入していないコミュニティ協議会との協議及び検討	調整が整ったコミュニティ協議会へ防災士の加入を進める	調整が整ったコミュニティ協議会へ防災士の加入を進める	調整が整ったコミュニティ協議会へ防災士の加入を進める	
数値目標等	—	—	—	—	—	